



ご存じですか？

家庭に恵まれない子供に
愛の手を！

里親制度

里親と賛助会員を募集しています



▲里親会連絡会

里親制度

● ● 里親って何？ ● ●

何らかの事情によって養護施設で生活していく、家庭に恵まれない18歳未満の子供を、家族の一員として迎え入れ、温かい愛情と家庭的な雰囲気の中で、我が子同様に育てていく人のことです。

この里親制度は、児童福祉法に定められているもので、子供の養育は県知事の委託で行われます。

里親には次の3つの形態があります。

〔養育里親〕 子供が社会で自立できるまでの間、養育します。

〔短期里親〕 春・夏・冬休みや週末などの短期間、家庭で生活の面倒を見ます。

〔養子里親〕 養子縁組または特別養子縁組をし、法律上親子関係を結びます。

● ● 里親になるには ● ●

児童福祉課に申し込んでください。県の児童相談所の職員が家庭に伺い、里親として適当であると認めた人を、県知事が認定して初めて、里親として登録されます。10月1日現在、富士市では22人が登録されています。

● ● 里親になると ● ●

児童相談所から、里親に養育されることが望ましいと認められた子供が紹介されます。そして、里親とその子供の相性がよければ、その子供の養育が委託され

子供たちには、いつも親の温かい愛情に包まれながら元気いっぱいに輝いてほしいものです。しかし、いろいろな家庭の事情で、親と一緒に生活できない子供もふえています。このような子供たちのためにあるのが里親制度と賛助会。里親または賛助会員になって、子供たちの笑顔をいっぱい咲かせてみませんか。

ます。養育にかかる費用については、一定の金額が支給されます。

● ● 里親会 ● ●

里親に登録されると、里親で組織する富士市里親会の会員となります。会員相互の研修を行ったり、市民に里親制度への理解を深めてもらうための広報活動をしたりしています。そのほか、毎年行われているレクリエーション事業には、市内の養護施設の子供たちが参加して、里親たちとのふれあいを楽しみます。

里親賛助会

● ● 賛助会員とは ● ●

家庭に恵まれない子供たちの幸せは、里親だけではなく、その周りの多くの人々の関心と理解、そして援助がなくては成り立ちません。そんなことから、里親にはなれないけれど、子供たちや里親たちを側面から援助していただける皆さんを賛助会員として募集しています。

● ● 賛助会員になるには ● ●

一口1,000円(何口でも結構です)の会費をいただきます。会費は基金として積み立て、子供たちが高校などに進学する際に援助したり、レクリエーション事業の費用にしたりして、子供たちの福祉向上に役立てていきます。

申し込みは静岡県里親連合会(☎054-254-5248)へ。

問い合わせ

児童福祉課 内線2326